

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、深刻化する担い手不足により生活交通の維持確保に影響が生じている現状を踏まえ、担い手確保・定着等に向けた取組を行う公共交通事業者及び関連団体に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「交付対象者」という。）を対象とする。

- (1) 京都市内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に基づく運行を行う者又は地域団体から同運行を委託されている者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第4項に規定する者を除く。）。ただし、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で、京都市内での一般乗合旅客自動車運送事業の認可路線の総延長（その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線を除き、地域団体から運行を委託されている者にあつては受託した路線に限る。）の過半が、旧市電外郭線（北大路通、東大路通、西大路通及び九条通に囲まれたエリアをいう。）外に存しているものに限る。
- (2) 一般社団法人京都府バス協会

(交付対象事業及び交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げるものについては交付対象経費に含めることができない。

(補助金の算出方法等)

第4条 補助金の限度額及び補助率は別表第3のとおりとする。

- 2 補助額は、交付対象経費の総額に補助率を乗じた額と補助金の限度額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。
- 3 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年3月31日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 条例第9条に基づく補助金の申請は、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業実施計画書(第2号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までとし、補助金の交付を受けようとするときは、前項に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 市長は前条による申請が到達した日から30日以内に、補助金の交付及び交付予定額又は不交付を決定する。

2 前項に基づき、交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付及び交付額決定通知書(第3号様式)により、不交付を決定したときは、条例第12条第2項の規定に基づき、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 条例第13条の規定による申請の取下げを行おうとする申請者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更申請等及び通知)

第9条 交付対象者は、第7条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止(廃止)しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付決定変更承認申請書(第5号様式)又は京都市公共交通担い手確保・定着支援事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないもの又は変更が生じる補助金の額が交付予定額の20%以内の減額であるものをいう。

3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金変更交付決定通知書(第7号様式)又は京都市公共交通担い手確保・定着支援事業中止(廃止)承認通知書(第8号様式)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は補助対象期間末日のいずれか早い日までに、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（第11号様式）
- (2) 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、超過分の返還を命ずる。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、交付対象者から前条による報告を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金額確定通知書（第12号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付額を変更し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の経理）

第14条 補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第15条 交付対象者は、取得財産の撤去を行う場合にも、条例第31条第1項に規定されている処分の制限を受けるものとする。

2 交付対象者は、条例第31条第1項に基づく市長の承認を受けようとするときは、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業取得財産等処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

3 交付対象者が前項の規定による市長の承認を受けて取得財産等の処分をした場

合において、市長は、当該交付対象者に交付した補助金の全部又は一部を市に納付させるものとする。ただし、交付対象者の責に帰さない事由により処分する等、市長がやむを得ないと認める場合にはこの限りではない。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。また、この要綱の改正は、令和8年度予算の補助金から適用することとし、令和7年2月補正予算の補助金については、なお従前の例によるものとする。

別表第1 交付対象事業及び交付対象経費

	交付対象事業	交付対象経費※
(1)	第2条第1号に該当する者が担い手確保・定着のために実施する事業	啓発ツール作成、イベントの実施、大型二種免許取得の教習経費（※3）など、担い手確保・定着につながる事業の実施に要する経費
(2)	第2条第1号に該当する者が実施する労働環境改善事業	休憩室、その他福利厚生に係る施設の整備など、担い手確保・定着につながる労働環境改善事業の実施に要する経費
(3)	第2条第1号に該当する者が実施する住宅確保対策事業	従業員の住宅の確保に係る住宅改修に要する経費（家電・家具等の備品購入を除く。）
(4)	第2条第2号に該当する者が担い手確保・定着のために実施する事業	啓発ツール作成やイベントの実施など、担い手確保・定着につながる事業の実施に要する経費

※1 交付対象事業は、補助対象期間内に実施するものとする。

※2 国、地方公共団体等が実施する他の補助金の交付を受ける事業については、交付対象経費から既に国、地方公共団体等が交付決定した他の補助金の額を除いた額を、事業の収支において収入があった場合には、支出額から収入額を差し引いた額を交付対象経費とする。

※3 大型二種免許を取得した者を3箇月以上運転者として雇用することを交付決定の条件とする。教習を受講した者が大型二種免許を取得しなかった場合及び大型二種免許を取得した者が3箇月未満で解雇された若しくは退職（死亡による退職を除く。）した場合又は運転者の任を解かれた場合は交付決定の取消しの対象とし、補助金の返還を請求する。

別表第2 交付対象経費に含めることができないもの

<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・直接人件費 ・汎用性の高い備品等の購入経費（事務用のパソコン、テレビ、タブレット等） ・租税公課、減価償却費、一般管理費 ・物品やサービスなどの支払先や支払い内容が確認できない（領収書、レシート等がない）経費 ・その他公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費

別表第3 補助金の限度額及び補助率

	補助金の限度額		補助率
別表第1(1)	交付対象者1者当たり	100万円	1/2
別表第1(2)	交付対象者1者当たり	500万円	1/2

別表第1(3)	住宅改修1戸当たり	100万円	1/2
別表第1(4)		350万円	1/2

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付申請書

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり、補助金の交付を申請します。

記

1 担い手確保・定着支援事業補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 担い手確保・定着支援事業実施計画書（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

担い手確保・定着支援事業実施計画書

事業者	
取組名称	
該当事業	
実施期間	
取組概要	
全体事業費 ※交付対象外経費を含む。	
交付対象経費	
補助申請額	

※ 別表第1の交付対象事業ごとに計画書を作成してください。

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付及び交付額決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金について、下記のとおり交付すること及び交付額を決定しましたので、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 交付対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付予定額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付の条件 | | |

※ ただし、市長は、交付対象者が京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱の規定に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

※ この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 その他必要な書類

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 中止予定期間又は廃止予定年月日

（中止予定期間） 年 月 日から 年 月 日まで
（廃止予定日） 年 月 日

3 その他必要な書類

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金に係る決定変更承認申請について、下記のとおり承認し、補助金の交付内容を変更することを決定したので、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 変更交付決定の内容

2 交付の条件

第8号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金に係る中止（廃止）承認申請について、下記のとおり承認することを決定したので、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 中止（廃止）対象事業

年 月 日付け 第 号で交付決定した京都市公共交通担い手確保・定着支援事業中止（廃止）承認申請書に記載の事業

2 中止（廃止）の期間（期日）

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定のあった、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金について、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、以下のとおり補助金の概算払を請求します。

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 取組名称 | |
| 2 | 交付決定額
金 | 円 |
| 3 | 概算払受領済額
金 | 円 |
| 4 | 今回請求額
金 | 円 |
| 5 | 残額
金 | 円 |

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金に係る補助事業について、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

《関係書類》

- 1 担い手確保・定着支援事業実施報告書（第11号様式）
- 2 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- 3 その他市長が認める書類

第11号様式（第11条関係）

担い手確保・定着支援事業実施報告書

事業者	
取組名称	
該当事業	
実施期間	
取組結果	
全体事業費 ※補助対象外経費を含む。	
補助対象経費	
補助金精算額	

※ 別表第1の交付対象事業ごとに報告書を作成してください。

第12号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額

金

円

第13号様式（第15条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業取得財産等処分承認申請書

京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金の交付を受けた補助事業に係る取得財産等を処分したいので、京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産等の明細
- 2 処分の理由
- 3 その他必要な書類